令和３年度静岡県農薬危害防止運動のテーマ

１　運動のテーマ

　農薬販売者に対して７点、農薬使用者に対して 19 点を運動のテーマとして選定した。

＜農薬販売者＞

(1)　農薬は適正に保管管理する。

ア　盗難及び紛失を防ぐため、鍵のかかる場所に保管し、管理する。

イ　保管場所内外への飛散、漏洩、流出、しみ出し及び地下浸透を防止するための措置を講じる。

ウ　万一、上記の事故が発生した場合は、警察署、保健所、農林事務所等に直ちに連絡し、指示に従う。

エ　農薬のうち毒物・劇物に該当するもの及びそれらを保管する場所には、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。

オ　危険物に該当する農薬を取り扱う場合は、消防法を遵守する。

(2)　法律に定められている帳簿を整備し、正確に記帳する。

ア　帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に譲渡数量及び譲受数量（水質汚濁性農薬にあっては、譲受数量及び譲渡先別の譲渡数量）を正確に記帳する。帳簿は少なくとも３年間保存する。

イ　農薬のうち毒物・劇物に該当するものを販売するときには、①名称及び数量、②販売年月日、③購入者の氏名、職業及び住所を記し、印を押した書面を購入者から提出させる。書面は販売の日から５年間保存する。

ウ　量販店においても、立入検査の際には帳簿を速やかに提示することができるようにしておく。

(3)　農薬購入者に的確かつ十分な情報を提供する。

ア　農薬の特性及び病害虫・雑草防除についての専門知識を習得し、購入者に的確かつ十分な情報を提供する。

イ　農薬のうち毒物・劇物に該当するものについては、購入者にその性状及び取り扱いに関する情報（安全データシート（ＳＤＳ）等）を提供する。

(4)　農薬を適正に販売する。

ア　農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、そのような資材は販売しない。また、そのような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供する。

イ　農薬のうち毒物・劇物に該当するものを販売するときには、以下の点に注意する。

・毒物劇物営業者以外の者は、毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。

・身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切であるかを確認するとと

もに、一般消費者への販売等を自粛する。

・譲受人の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

・毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを、譲受人に伝える。

ウ　最終有効年月を過ぎた農薬を販売しない。

エ　特定防除資材の検討対象としないこととなった資材のうち、「名称から資材が特定できないもの」及び「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水域の生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあるもの」に分類されたものは、販売をしない。

(5)　販売禁止農薬の自主回収に協力する。

ケルセン及びベンゾエピンを含む農薬は農薬製造者が自主回収を行っているので、使用者から返品の申し出があった場合は受け付けると共に農薬製造者に送付する。

(6) インターネット等を利用した農薬の販売においても、適正な手続を行う。

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬販売においても、販売の届出を行う。小分けした農薬を販売する場合も含まれる。

(7) 農薬として使用できない除草剤の販売に対して指導する。

以下の事項について留意する。

ア　容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること

イ　販売者ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること

ウ　農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること

エ　農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること

オ　インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて農薬として使用できない旨を記載するなど分かりやすい情報提供に努めること

＜農薬使用者＞

(1)　登録された農薬を購入・使用する。

ア　使用する農薬は容器や包装に農薬登録番号等、農薬取締法第16条に規定する表示のあるもの、もしくは特定農薬（特定防除資材）に指定されたものでなければならない。

イ　ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果をうたった、又は使用すると病害虫の抑制効果を示す資材が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあるので購入・使用しない。

ウ　販売及び使用が禁止されているケルセン、ベンゾエピン等を含む２７種類の農薬は、登録番号の有無にかかわらず絶対に使用しない。なお、ケルセン及びベンゾエピンを含む農薬は、農薬製造者が自主回収を行っており農協や販売店で回収を行っているので、持っている場合は持参する。

エ　最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分

でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬は使用しない。

オ　非農耕地用除草剤は農耕地において使用しない。

(2)　農薬を使用する場合には、農薬の使用基準を遵守する。

＜農薬使用者の責務＞

ア　農作物等に害を及ぼさないこと

イ　人畜に危険を及ぼさないこと

ウ　農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること

エ　農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって、人畜に被害が生じないようにすること

オ　水域の生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること

カ　公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつその汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水域の生活環境動植物を含む）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること

キ　作物郡に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること

(3)　農薬使用前に農薬のラベルに記載された適用作物名、希釈倍数、施用量、使用時期及び総使用回数を必ず確認し、適正に使用する。

農薬を使用する場合は、農薬のラベルに記載されている事項を十分に確認する。また、次の農薬使用基準の事項を遵守する。

ア　その農薬に適用がない作物へは使用しないこと

（誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意すること）

イ　定められた使用量及び濃度を超えて使用しないこと

ウ　定められた使用時期を守ること

エ　定められた総使用回数（総使用回数を計数する期間は、当該作物等の栽培期間（その準備期間を含む。ただし、果樹、茶等の永年生作物にあっては、前回の収穫（摘採）終了までの期間とする。））以内で使用すること

(4)　農薬は適切に保管管理する。

ア　盗難及び紛失を防ぐため、農薬は鍵のかかる場所に保管し、管理する。

イ　保管場所内外への飛散、漏洩、流出、しみ出し及び地下浸透を防止するため措置を講じる（転倒防止措置等）。

ウ　散布や調整のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

エ　万一、盗難に遭遇した場合及び不特定多数の人に危害が及びそうな事故が発生した場合は、警察署、保健所、農林事務所等に直ちに連絡し、指示に従う。

オ　農薬のうち毒物・劇物に該当するものには、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇

物」の文字を表示するとともに、それらを保管する場所には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示する。

カ　危険物に該当する農薬を取り扱う場合は、消防法を遵守する。

キ　いったん開けた容器及び袋は確実に閉める。

ク　別の容器への移し替えは行わない。万が一、別の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器を使用せず、別容器の商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記するなど、誤飲を防止するための適切な対応策を講じる。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、飲食品の空容器等は農薬保管庫等の近くに置かない。

(5)　散布に使用した器具・容器等、特に農薬が残留している可能性のある部分は十分に洗浄を行う。

ア　農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。

イ　農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認する。

(6)　農薬使用を帳簿に記帳するよう努める。

農薬を使用したら、次の事項を記載する。

ア　農薬を使用した年月日

イ　農薬を使用した場所

ウ　農薬を使用した農作物等

エ　使用した農薬の種類または名称

オ　使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

(7)　農薬使用の際には、体調を整え、防護装備を着用する。

ア　睡眠不足、病後、妊娠中、生理中、手足に傷がある、皮膚病を患っている、アレルギー体質、貧血状態、肝臓に障害がある、酒気を帯びているなどの場合は、散布作業に従事しない。

イ　被爆を防ぐため、帽子、農薬用マスク、保護メガネ、防除衣、ゴム手袋、ゴム長靴等防護装備を着用する。特に、クロルピクリンくん蒸剤等ガスを利用して殺虫、殺菌を行う場合は専用の防毒マスクを必ず着用する。

ウ　万一、中毒事故が発生した場合には、速やかに医療機関の適切な処置を受ける。

(8)　基本、農薬の混用を行わないようにする。

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されている場合は、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、知見のない組み合わせの混用を行わないように指導する。

(9)　周辺作物及び環境に影響を与えないよう、十分注意して農薬を使用する。

ア　農薬の飛散（ドリフト）等による影響の低減

(ｱ)　周辺農作物や栽培体系など地域の実態を踏まえ、隣接する双方の農作物に共通して使用可能な農薬、飛散しにくい形状の農薬（粒剤、微粒剤等）を選択する。

(ｲ)　より飛散の少ない散布方法や散布器具を選択、使用する。

(ｳ)　風の強弱、風向き、散布する時間帯などに応じて、散布風量やノズル方向等に注意する。

(ｴ)　ドリフトの影響を低減するため、隣接する作物との間隔を十分に取る、またはネットやフィルム等を設置する等の対策を行う。

(ｵ)　育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないよう慎重に行う。

イ　住宅地に近接する生産ほ場では上記の農薬飛散影響低減対策を講じるとともに、周辺住民に対して事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面や看板等により周知に努める。

ウ　水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、７日間止水する。また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置に努める。

エ　被覆を要する農薬（クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤）を使用する場合は、農薬を使用した土壌から当該農薬が飛散することを防止するために以下の事項について、指導徹底する。

(ｱ) 被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備を着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底する。

(ｲ)　ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにする。

(ｳ)　使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討する。

オ　養ほうが行われている地域では、養ほう関係者、農薬使用者、農業団体等の連携を強化し、事前に農薬使用の情報提供等十分な危害防止対策を講ずる。

カ　フェロモントラップ（捕虫器）を使用する際は、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意し、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理する。

(10)　学校、保育所、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、森林、家庭菜園及び市民農園等においては、次の事項を実施するよう努める。

ア　病害虫の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって、病害虫による被害や雑草の発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行う。

イ　「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年５月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境管理課農薬環境管理室）を参考に、病害虫に強い品種や耕種的防除、物理的防除を活用し、農薬使用の回数及び量を削減する。特に公園等ではせん定や捕殺、機械防除草等の物理的防除を優先的に行い、農薬を使用する場合は誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用する。やむを得ず散布する場合は最小限の区域に止める。

ウ　農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬を散布する日時、農薬

使用の目的、散布時期、使用農薬の種類について書面や看板等により十分な周知に努める。特に、近隣に学校、通学路等がある場合には、学校や保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。また、学校では、児童が農薬を浴びることがないよう、学校施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在籍し授業を受けている日・時間帯に農薬散布をしない等、指導する。公園等では、さらに散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に部外者が立ち入らないよう配慮する。

(11)　無人航空機による空中散布を行う場合、関係法令等に基づいた適正な実施及び危被害防止を実施する。

ア　「航空法」の一部改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）により、農薬散布等に無人航空機を利用する場合には、事前に国土交通大臣の許可・申請を受けることが必要になったため、必要な手続きを行う。

イ　空中散布の実施区域及びその周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者等に対してあらかじめ実施予定日時、薬剤の内容等を連絡するとともに協力を得るよう努める。

ウ　空中散布を実施する際には、実施区域及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、オペレーター及びナビゲーターの安全に十分留意する。特に、公衆衛生関係、畜水産関係、他作物関係及び野生動植物関係に対して危被害を発生させるおそれがないように努めるとともに次の事項を遵守する。

- 散布ほ場の下見を行って危険箇所及び飛行経路を地図に示すなど、事前確認を実施
- 実施区域及びその周辺の状況把握、危険箇所等及び標識の設置
- 実施区域内への立入防止の徹底（特に児童、生徒等）
- 対象以外の農作物への危被害を防止（有機農産物等）
- 安全確保のためにナビゲーターを配置
- オペレーター及びナビゲーターの安全確保
- 周辺の自然環境、生活環境に悪影響が生じた場合の実施の中止と原因の究明
- 事故防止に努める

エ　散布飛行の方法について次のとおりとする。

- 散布飛行は横風散布を基本とし、散布順序は風下から風上へ向けて行う。
- 無人ヘリコプター及び無人マルチローター散布用として登録を受けた農薬を使用し、注意事項を遵守
- 均一散布
- 飛行高度（無人ヘリコプター：作物上３～４ｍ、無人マルチローター：作物上２ｍ）の遵守
- 風速３ｍ／ｓ以下での散布

オ　オペレーターは操縦技術に習熟しており、無人航空機を用いた農薬等の散布に関する技術を習得したものであること。

カ　事故が発生した場合は、無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライ

ン第３に基づき、速やかに県等関係機関に事故情報を提供する。

キ　自動操縦による空中散布は、設定した飛行経路による空中散布が安全かつ適正に実施できない周辺環境の変化があった場合には、飛行経路の再設定や遠隔操作への切り替え等の安全対策を速やかに講ずる。

(12)　毒性の強い農薬を使用することが多い倉庫などでのくん蒸、周辺への影響を配慮すべき航空散布（有人航空機及び無人ヘリコプターでの散布）及びゴルフ場で農薬を使用する場合は、農薬使用計画書を農林水産大臣へ提出する。

(13)　不要になった農薬、散布に使用した器具・容器を洗浄した水及び種子消毒剤等の廃液は、河川等に流さず、適正に処理する。

ア　農薬は必要以上に購入しない。また、不要となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、水域の生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、散布液は必要な量だけを調整し、不要となった農薬は適正に処理する。

イ　散布に使用した器具・容器を洗浄した水及び種子消毒剤等の廃液は、河川等に流さず、適正に処理する。特に、多量の種子消毒剤等の廃液処理に当たっては、専用の農薬廃液処理装置及び産業廃棄物処理業者に委託する等、環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。

(14)　不要農薬及び農薬の空容器及び空袋は、産業廃棄物処理業者に委託する等により適切に処理する。

ア　空容器は、他の用途には絶対使わない。

イ　不要農薬は、排出事業者の責任において、収集運搬及び処分業者への委託、マニフェスト（産業廃棄物管理票）事務等により適切に処理する。

ウ　空容器及び空袋は焼却せず、事業者の責任において、適切に処理する。

エ　販売及び使用が禁止された農薬を自宅の倉庫等で発見した場合は、関係法令を遵守し適切に処理する。なお、販売及び使用が禁止された農薬については、農林水産省のホームページ等から提供されている情報を必ず確認するようにする。

(15)　農薬使用者は農薬散布前後の健康管理に留意する。

ア　散布後に食事等をする場合には、必ず手や顔をよく洗い、同時にうがいをする。

イ　作業後及びその晩は、次の点に注意すること

- 気分が少しでも悪くなったら、医師の診断を受ける。
- 医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と使用農薬名を情報提供する。
- 飲酒をしない。
- 夜ふかしをしない。
- 激しいスポーツは行わない。

(16)　病害虫の発生状況を的確に把握し、適期防除に努める。

ア　病害虫防除所が毎月１回発表する発生予察情報を活用する（この情報はホームページ（https://www.agri-exp.pref.shizuoka.jp/boujo/boujo.html）を利用して入手できる)。

イ　ほ場で発生している病害虫の種類及び量を的確に把握し、適期防除に努める。

ウ　防除に当たっては「静岡県農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準」（http://www.s-boujo.jp/）に基づき実施する。

(17)　農薬を使用する場合には、併せて利用可能なすべての防除技術を経済性に考慮しつつ慎重に検討し、病害虫及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を活用した防除に努める。

ア　輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により病害虫・雑草の発生しにくい環境を整備する。

イ　病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断する。

ウ　イの結果、防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じる。

(18)　「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」等を参考に、各生産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に農薬の適正使用に関する取組を組み込む。

(19)　特定防除資材の検討対象としないこととなった資材のうち、「名称から資材が特定できないもの」及び「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水域の生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあるもの」に分類されたものは、使用をしない。

２　重点運動

(1)　農薬販売者、農薬使用者等に対する講習会の実施

(2)　各種印刷物の配布、有線放送、広報車巡回等による広報活動の実施

(3)　農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査等の実施

(4)　農薬使用者に対する農薬使用状況記帳指導及び実態調査の実施

(5)　農薬保管状況を自主点検する日として、「農薬保管一斉点検の日」を定め、農薬の適正な保管管理を推進する。

３　実施主体

県（くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部）、静岡県農業協同組合中央会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県農薬卸商組合、静岡県農薬商組合連合会、全国農薬安全指導者協議会静岡県支部、静岡県ゴルフ場協会、静岡県植物防疫協会、静岡県無人航空機農林事業推進協議会

４　協力

市町

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく